

様式第38の2（第40条の3第2号、第40条の4第1項関係）

事業者名 NTT東日本株式会社

第一号基礎的電気通信役務収支表

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

（単位 円）

第1表 第14条第1号、第2号及び第4号に掲げるもの

役務の細目		営業収益		営業費用			営業利益	摘要	
				うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用				
					うち第一種公衆電話機 台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機 台数削減費用			
加入電話	基本料	120,195,381,286	143,855,152,720	104,293,057,016	104,293,057,016		39,562,095,704	△ 23,659,771,434	
	緊急通報	-	126,034,553	123,710,796	123,710,796		2,323,757	△ 126,034,553	
	小 計	120,195,381,286	143,981,187,273	104,416,767,812	104,416,767,812		39,564,419,461	△ 23,785,805,987	
第一種公衆電話	市内通信	102,173,563	2,093,776,263	2,047,548,509	1,550,958,818	496,589,691	46,227,754	△ 1,991,602,700	
	緊急通報	-	5,063,702	5,046,918	4,001,767	1,045,151	16,784	△ 5,063,702	
	小 計	102,173,563	2,098,839,965	2,052,595,427	1,554,960,585	497,634,842	46,244,538	△ 1,996,666,402	
ワイヤレス固定電話	基本料	3,019,932	45,603,011	23,557,666	23,557,666		22,045,345	△ 42,583,079	
	緊急通報	-	998	946	946		52	△ 998	
	小 計	3,019,932	45,604,009	23,558,612	23,558,612		22,045,397	△ 42,584,077	
合 計		120,300,574,781	146,125,631,247	106,492,921,851	105,995,287,009	497,634,842	39,632,709,396	△ 25,825,056,466	

注1 加入電話の基本料・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第1号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。
2 第一種公衆電話の市内通信・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第2号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。
3 ワイヤレス固定電話の基本料・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第4号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。

第2表 交付金等

役務の細目		営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1	交付金	3,734,923,191	－	3,734,923,191	
2	当該適格電気通信事業者の算定自己負担額	272,055,075	－	272,055,075	
3	負担金	182,662,094	189,941,771	△ 7,279,677	
計		4,189,640,360	189,941,771	3,999,698,589	

第一号基礎的電気通信役務収支表に関する注記
(注) 1. 第一号基礎的電気通信役務収支表の作成基準
本基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）に基づき、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第40条の5の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。
2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準
電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）、及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第40条の5の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。